FA5102

整理番号	

受付印

平成 □□ 年12月31日分　国外財産調書

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

国外財産を有する者	住所（又は事業所、事務所、居所など）	
	氏名	
	個人番号	電話番号（自宅・勤務先・携帯）　－　－

国外財産の区分	種類	用途	所在 国名	所在	数量	（上段は有価証券等の取得価額）価額	備考
						円 円	
合計額						合計表㉕へ	

（摘要）

（　）枚のうち（　）枚目

通信日付印（年月日）	（　・　・　）

整理番号	□□□□□□□□

平成 □□ 年12月31日分　国外財産調書

控用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

国外財産を有する者	住所（又は事業所、事務所、居所など）		
	氏名		
	個人番号	※ 個人番号は複写されません。	電話番号（自宅・勤務先・携帯）　－　－

国外財産の区分	種類	用途	所在 国名	所在	数量	（上段は有価証券等の取得価額）価額	備考
						円 円	
合計額						合計表㉕へ	

（摘要）

（　　）枚のうち（　　）枚目

◎　国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（所得税法第２条第１項第４号に規定する「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が５千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記入したこの国外財産調書に国外財産調書合計表を添付し、翌年の３月15日までに所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（国外送金等調書法第５条、国外送金等調書規則別表第２）。

なお、上記提出期限までの間（その年の翌年の３月15日までの間）に、国外財産調書を提出しないで死亡し、又は出国をしたときは、この国外財産調書を提出する必要はありません。

※　「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所、又は事業所の所在などによることとされています。

（例）　・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
　　・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
　　・「有価証券」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎　国外財産調書の記入に当たっての留意事項

この国外財産調書には、国外財産の区分に応じて、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」を記入します。

なお、次のような財産については、それぞれ、次のとおり記入することとして差し支えありません。

(1)　財産の用途が一般用及び事業用の兼用である場合には、「用途」は「一般用、事業用」と記入し、「価額」は用途別に区分することなく記入してください。

※　**事業用**とは、この国外財産調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、**一般用**とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

(2)　２以上の財産の区分からなる財産で、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、いずれかの財産の区分にまとめて記入してください。

（国外財産の区分）

①土地（林地を含む。）、②建物、③山林、④現金、⑤預貯金（当座預金、普通預金、定期預金等の預貯金）、⑥有価証券（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の有価証券）、⑦匿名組合契約の出資の持分、⑧未決済信用取引等に係る権利、⑨未決済デリバティブ取引に係る権利、⑩貸付金、⑪未収入金（受取手形を含む。）、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類、⑭その他の動産（家庭用動産を含む。）、⑮その他（①から⑭までの財産以外）の財産

※　家庭用動産とは、例えば、家具、什器備品などの家財や自動車などの動産をいい、④現金、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類は含まれません。その他の財産とは、①から⑭のどの種類にも当てはまらない財産、例えば、預託金、保険の契約に関する権利、信託受益権などをいいます。

◎　財産債務調書を提出する場合

財産債務調書（国外送金等調書法第６条の２）を提出する方は、国外財産調書に記入した国外財産のうち国外転出特例対象財産（上記国外財産の区分⑥から⑨に掲げる国外財産（⑥のうち「特定有価証券」に該当するものを除きます。））について、その取得価額を「価額」欄の上段に記入してください（国外送金等調書規則別表第一備考三）。

◎　国外財産調書合計表の作成・添付

この調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

◎　国外財産調書の記載要領

この調書の各欄の記入に当たっては、財産を、用途別、所在別に分け、更に、上記「国外財産の区分」の①から⑮の財産に区分した上で、以下のとおり記入してください。

なお、⑫書画骨とう及び美術工芸品については１点10万円未満のもの、⑭その他の動産については、１個又は１組の価額が10万円未満のものの記入は必要ありません。

１　「住所」欄

住所を記入してください。

なお、所得税の納税義務がある方で、この調書を、住所以外の事業所や事務所、居所などを所轄する税務署に確定申告書と一緒に提出する方は、（　）内の当てはまる文字を〇で囲んだ上、事業所等の所在地（上段）と住所（下段）を記入してください。

おって、住所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

２　「国外財産の区分」欄

上記「国外財産の区分」の①から⑮の順序で記入してください。

３　「種類」欄

この欄には、「国外財産の区分」欄に記入した財産のうち、次に掲げる財産について、その種類を次のとおり記入してください。

(1)　預貯金：「当座預金」、「普通預金」、「定期預金」等
(2)　有価証券：「株式」、「公社債」、「投資信託」、「特定受益証券発行信託」、「貸付信託」、「特定有価証券」等及び銘柄名
　※　株式については、「上場株式」と「非上場株式」に区分して記入してください。
　※　「特定有価証券」とは新株予約権その他これに類する権利で株式を無償又は有利な価額により取得することができるもののうち、その行使による所得の全部又は一部が国内源泉所得となるものをいいます（所得税法施行令第170条第１項）。
(3)　匿名組合契約の出資の持分：匿名組合名
(4)　未決済信用取引等：「信用取引」、「発行日取引」及び銘柄名
(5)　未決済デリバティブに係る権利：「先物取引」、「オプション取引」、「スワップ取引」等及び銘柄名
(6)　書画骨とう及び美術工芸品：「書画」、「骨とう」、「美術工芸品」
(7)　貴金属類：「金」、「白金」、「ダイヤモンド」等
(8)　その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分
(9)　その他の財産：「預託金」、「保険に関する権利」、「信託受益権」等

※　土地、建物、山林、現金、貸付金、未収入金については、本欄の記入は必要ありません。

４　「用途」欄

この欄には、財産の用途に応じて、「一般用」又は「事業用」と記入してください。

５　「所在」欄

この欄には、財産の所在地について、国名及び所在地のほか、氏名又は名称（金融機関名及び支店名等）を記入してください。

また、上記「国外財産の区分」の①から④及び⑫から⑭までの財産については、国名及び所在地のみを記入することとして差し支えありません。

なお、国名については一般的に広く使用されている略称を記入してください。

６　「数量」欄

この欄には、「国外財産の区分」欄に記入した財産のうち、次に掲げる財産について、その数量を次のとおり記入してください。

(1)　土地：地所数及び面積
(2)　建物：戸数及び床面積
(3)　山林：面積又は体積
(4)　有価証券、匿名組合の出資の持分：株数又は口数
(5)　未決済信用取引等、未決済デリバティブに係る権利：株数又は口数
(6)　書画骨とう及び美術工芸品：点数
(7)　貴金属類：点数又は重量
(8)　その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分に応じた数量
(9)　その他の財産：「預託金」、「保険の契約に関する権利」、「信託受益権」等の適宜に設けた区分に応じた数量

※　現金、預貯金、貸付金、未収入金については、本欄の記入は必要ありません。

７　「価額」欄

この欄には、それぞれの財産に係る「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」を記入してください。

また、上記「国外財産の区分」の⑥から⑨までの財産（⑥のうち「特定有価証券」に該当する有価証券を除きます。）については上段にそれぞれの財産の取得価額を記入してください。

※　国外財産の見積価額の算定方法（例示）については、「国外財産調書の記載例」の裏面をご覧ください。

８　「備考」欄

２以上の財産区分からなる財産を一括して記入する場合には「備考」欄に一括して記入する財産の区分等を記入してください。

９　「合計額」欄

この欄には、調書に記入したそれぞれの財産の価額の合計額を記入してください。

10　「摘要」欄

この調書に記入した国外財産について、参考となる事項などを記入してください。

11　その他の留意事項

「国外財産の区分」の⑭に該当する家庭用動産で、その取得価額が100万円未満のものである場合には、その年の12月31日における当該動産の見積価額については、10万円未満のものと取り扱って差し支えありません。